

インボイス登録要否相談会の御案内

令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

インボイス（適格請求書）を発行できるのは、「インボイス発行事業者」に限られ、この「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

1 登録要否相談会の主な内容

インボイス発行事業者の登録を受けるか否かをご検討される免税事業者の方向けに、登録の考え方や事業の状況等に応じて必要な情報等を個別にご案内いたします。

- 登録を受けるかどうかは任意ですので、ご自身の事業実態や消費税申告の事務負担、納税負担等を踏まえてご判断いただくこととなります。
- 相談時間は各回1時間程度となります。（相談開始時刻はご予約の際にご案内します。）
- 事前予約制とさせていただきますので、参加を希望される方は連絡先まで申込みをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

2 登録要否相談会の日程（事前予約制：申込期限は、2営業日前まで）

日 時	開 催 場 所	定員	連絡（事前予約）先
令和5年5月23日（火） 9時00分～17時00分 （12時～13時を除く）	成田税務署 1階会議室 成田市加良部1-15	14名	成田税務署 管理運営部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線）114～119
令和5年6月29日（木） 9時00分～17時00分 （12時～13時を除く）		14名	成田税務署 管理運営部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線）114～119

- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

【国税庁ホームページ インボイス制度に関する情報ガイド】

下のコードからサイトへ

事業者の皆様インボイス制度への理解を深めていただくため、国税庁ホームページに「インボイス制度に関する情報ガイド」を掲載しております。

情報ガイドでは、インボイス制度の概要のほかに、登録をご検討されている方向けの情報や申請手続に関することなどを掲載しています。

